

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

NOVEMBER 21ST 2018

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 10月主要経済指標 投資・生産は小幅な改善 消費は鈍化

【産 業】

- 1-10月の自動車販売台数 前年同期比▲0.1% 通年はマイナス成長か
- ネット統制強化 9,800以上の個人メディア・アカウントを閉鎖

【金融・為替】

- 10月のクロスボーダー人民元決済額
- 10月の人民元新規貸出 前年同月比 338 億元増

■ RMB REVIEW

- 米中首脳会談に向けて高まる期待

■ EXPERT VIEW

- 中国における近時の模倣品の動向とその対策

本邦におけるご照会先:

三菱 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【経済】

◆10月主要経済指標 投資・生産は小幅な改善 消費は鈍化

国家統計局は14日、10月の主要経済指標を発表した。社会消費財小売総額の伸びは鈍化しているものの、固定資産投資、工業生産の伸びは回復した(図表1)。

同局は、引き続き経済は安定推移にあるとし、米中貿易摩擦による影響は限定的との見方を示す一方、足元の懸念材料について、世界経済・貿易、国際金融市場の不安定要因の増大等の外部環境の変化に加え、国内では構造的な問題が未解決の中、民営企業や中小企業が多く経営困難に直面しており、景気の下押し圧力は依然として大きいと指摘した。これに対し、「雇用、金融、対外貿易、外資、投資、市場の期待」の安定を徹底し、民営企業の発展促進にも注力することで、GDP成長率の通年目標「+6.5%前後」の達成を目指すとした。

【図表1】10月の主要経済指標

項目	2018年9月		2018年10月		
	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	
固定資産投資(除く農村企業投資)*	(億元) 483,442	5.4	(億元) 547,567	5.7	
うち、国有部門	(億元) (未発表)	1.2	(億元) (未発表)	1.8	
うち、民間部門	(億元) 301,664	8.7	(億元) 341,343	8.8	
産業別	第一次産業 (億元)	16,724	11.7	(億元) 19,378	13.4
	第二次産業 (億元)	180,734	5.2	(億元) 204,663	5.8
	第三次産業 (億元)	285,984	5.3	(億元) 323,525	5.4
工業生産(付加価値ベース)**	-	-	-	-	
社会消費財小売総額	(億元) 32,005	9.2	(億元) 35,534	8.6	
消費者物価上昇率(CPI)	-	-	-	-	
工業生産者出荷価格(PPI)	-	-	-	-	
工業生産者購買価格	-	-	-	-	
輸出	(億米ドル) 2,266.9	14.5	(億米ドル) 2,172.8	15.6	
輸入	(億米ドル) 1,950.0	14.3	(億米ドル) 1,832.7	21.4	
貿易収支	(億米ドル) 316.9	-	(億米ドル) 340.2	-	
対内直接投資(実行ベース)	(億米ドル) 114.6	8.3	(億米ドル) 97.0	7.3	

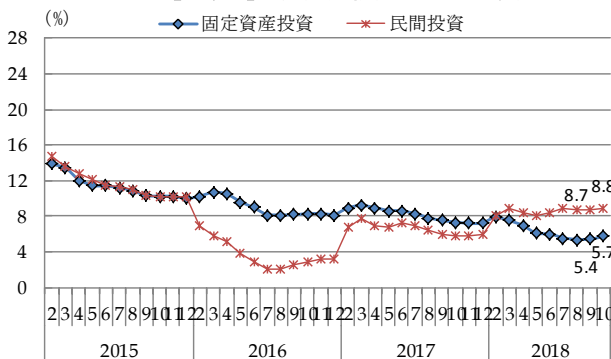
*:年初からの累計ベース。

**:年初からの累計ベース、独立会計の国有企業年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に作成。

固定資産投資について、1-10月は前年同期比+5.7%と伸びが1-9月(同+5.4%)より0.3ポイント改善した(図表2)。特に、インフラ投資の伸びは今年に入って初めて前月比上昇し(図表3)、環境保全、生態系改善、交通運輸のインフラ投資等の加速を改善要因に挙げた。但し、伸び率は低水準に止まっており、政策面と資金面の更なる支援が必要とした。

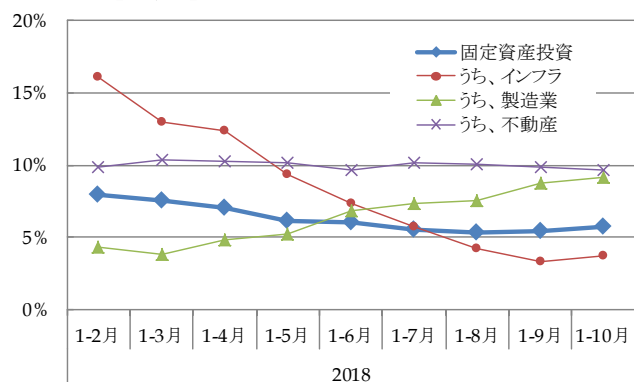
【図表2】固定資産投資の伸びの推移



(注) 年初からの累計値

(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表3】固定資産投資の項目別伸び率推移

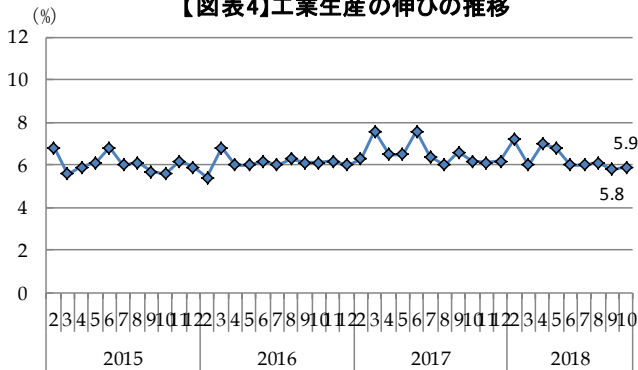


(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

工業生産について、10月は前年同月比+5.9%で、伸びは9月(同+5.8%)から0.1ポイントと僅かながら改善した(図表4)。うち、ハイテク製造業が同+12.4%(9月:同+11.2%)、戦略的新興産業が同+10.1%(9月:同+8.4%)と平均の伸び率を大きく上回った。

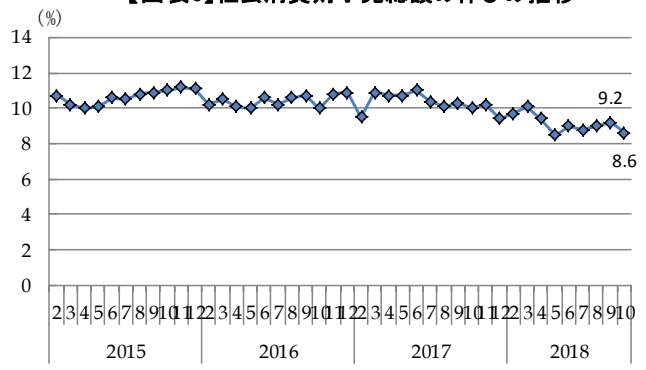
社会消費財小売総額について、10月は前年同月比+8.6%と伸びが9月(同+9.2%)から0.6ポイント鈍化した(図表5)。「双11(11月11日)」、「双12(12月12日)」等のネット通販大型商戦を前に、消費者の買い控えがあったとした。

【図表4】工業生産の伸びの推移



(注)2月のみ1-2月の累計値
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表5】社会消費財小売総額の伸びの推移

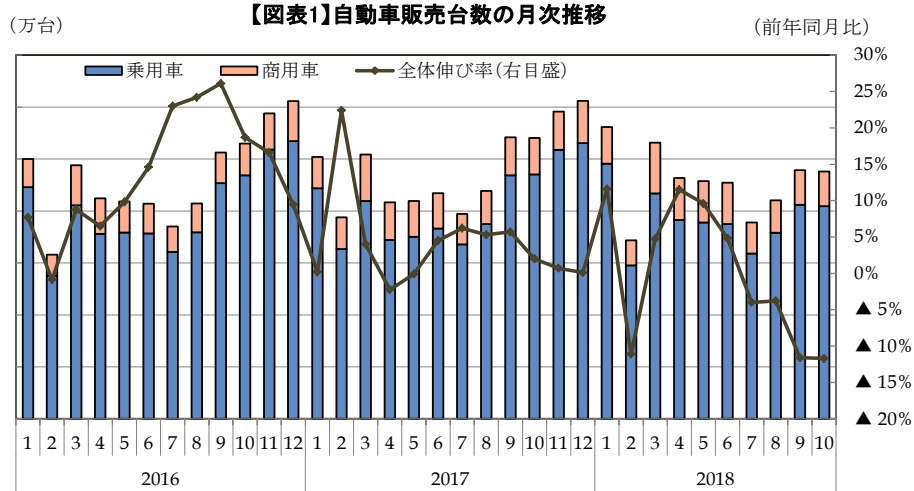


(注)2月のみ1-2月の累計値
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【産業】

◆1-10月の自動車販売台数 前年同期比▲0.1% 通年はマイナス成長か

中国自動車工業協会の9日の発表によると、10月の自動車販売台数は前年同月比▲11.7%の238.0万台と、4ヶ月連続で前年を割り込んだ。また、1-10月の販売台数は前年同期比▲0.1%の2,287.1万台と累計ベースで今年に入って初めて前年を割り込んだ。2018年通年の自動車販売台数は前年を下回る公算が大きいと見られている。(図表1、2)



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

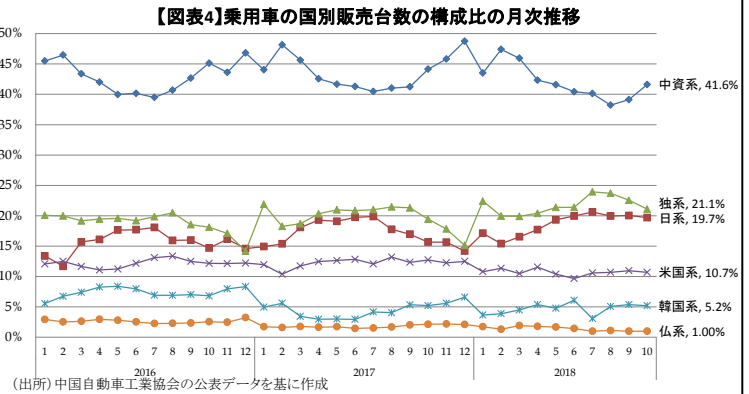
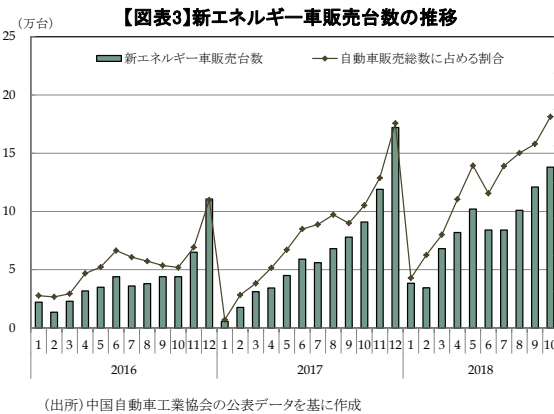
【図表2】2018年10月の自動車販売台数と伸び率

	9月		1-9月		10月		1-10月	
	販売台数 (万台)	前年同月比	販売台数 (万台)	前年同月比	販売台数 (万台)	前年同月比	販売台数 (万台)	前年同月比
自動車販売台数	239.4	▲11.6%	2,049.1	1.5%	238.0	▲11.7%	2,287.1	▲0.1%
乗用車	206.1	▲12.0%	1,726.0	0.6%	204.7	▲13.0%	1,930.4	▲1.0%
セダン	100.6	▲13.4%	842.6	1.3%	99.6	▲10.1%	942.2	0.0%
SUV(スポーツ型多目的車)	87.3	▲10.1%	723.5	3.9%	87.1	▲14.7%	810.6	1.6%
MPV(多目的車)	14.7	▲11.4%	126.1	▲13.1%	14.7	▲22.4%	140.9	▲14.1%
クロスオーバー-SUV	3.5	▲21.9%	33.7	▲19.6%	3.3	▲5.3%	36.7	▲19.1%
商用車	33.4	▲8.4%	323.1	6.3%	33.3	▲2.8%	356.7	5.5%
バス	4.1	▲12.0%	33.3	3.8%	3.8	▲17.5%	37.1	▲6.4%
トラック	29.2	▲7.9%	289.8	7.6%	29.5	▲0.5%	319.6	7.0%
新エネルギー車	12.1	54.8%	72.1	81.1%	13.8	51.0	86.0	75.6
電気自動車(EV)	9.4	47.0%	54.1	66.2%	11.1	44.7	65.3	62.3
プラグインハイブリッド車(PHEV)	2.7	90.0%	18.1	146.9%	2.7	84.6	20.7	136.4

(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

一方、新エネルギー車の販売は堅調に推移し、10月単月では前年同月比+51.0%の13.8万台、1-10月累計では前年同期比+75.6%の86.0万台と、引き続き強い勢いで伸びている。販売台数の対全体比では足元で1割に満たず、今後、同市場を巡る競争が一段と激しくなるとの見方がある。(図表2、3)

10月の国別販売シェアは、中国系が41.6%(85.2万台)、独系が21.1%(43.1万台)、日系が19.7%(40.4万台)、米国系が10.7%(22.0万台)、韓国系が5.2%(10.6万台)、仏系が1.0%(2.1万台)で、中国系だけが前月の39.1%からシェアを伸ばした。(図表4)



なお、2017年末に終了した小型乗用車向けの購入税減税措置について、今年に入ってから自動車販売が低迷していることから、優遇措置の再導入への期待が高まったが、国家発展改革委員会は15日の記者会見で、足元の販売減少は競争力で劣後する企業の淘汰加速や自動車産業の高度化等に繋がるものとの考えを示し、新たな購入減税措置は検討していないと明言した。

◆ネット統制強化 9,800以上の個人メディア・アカウントを閉鎖

習近平国家主席は、7日～9日に浙江省烏鎮で開催された第5回「世界インターネット大会」で、「各国の国情やインターネットの発展段階は異なっても、ネット空間の管理を強化するニーズは同じだ。ネット空間の運命共同体として、世界のネット管理システムを公正で合理的な方向へ進めていかなければならない」とのコメントを発表した。

中国当局は、インターネット上の情報に対する監督管理の強化を進めている。

国家インターネット情報弁公室が運営するネット違法・不適切情報通報センターの発表によると、10月に全国の通報受理部門に寄せられた違法・不適切情報の通報件数は、前年同月比+11.1%の742万件に上った。1-10月の累計では6,790万件^(※)で、前年同期比6割増^(※)となっている。(※) ネット違法・不適切情報通報センターの発表データを基に当行が計算。

また同弁公室は、10月20日以降、WeChatや微博等のプラットフォームに開設された9,800以上の個人メディア・アカウントを処分したと発表。政治的に有害な情報、党・国の歴史の悪意ある改ざん、国のイメージの歪曲、デマ、わいせつ情報等の拡散を処分の理由としている。

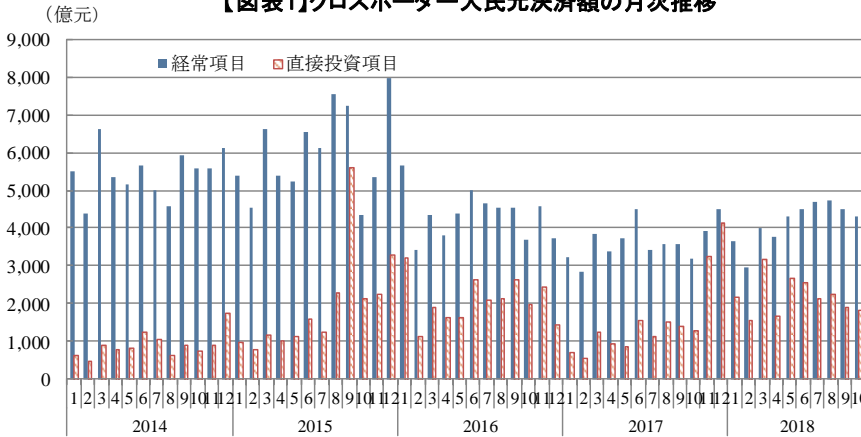
中国のインターネット・ユーザー数は6月末時点の統計で8.02億人に上るが、同弁公室は、特に個人メディアについて、コンテンツの作成・伝達の数量が多い、影響力が大きい、伝達速度が速い、双方向性が高いなどの特徴から、その「混乱」が「社会の公害」になりうるとしており、今回の処分は、あらゆるアカウントの運営者とプラットフォームに対し、個人メディアが決して法の及ばない場所ではなく、また法によるインターネットの監督管理が常態であることを示すシグナルだとしている。

【金融・為替】

◆10月のクロスボーダー人民元決済額

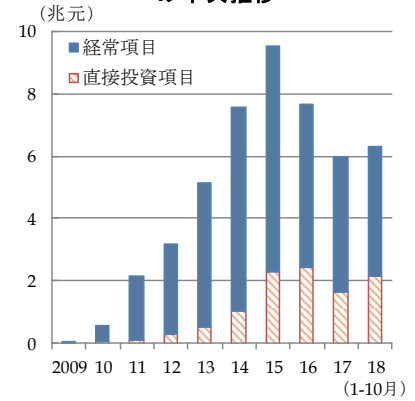
中国人民銀行の13日の発表によると、10月のクロスボーダー人民元決済額は、経常項目が4,319.5億元、うち、貨物貿易が3,242.7億元、サービス貿易が1,076.8億元。直接投資項目が1,820.4億元、うち、対内直接投資が1,415.5億元、対外直接投資が404.9億元だった(図表1)。

【図表1】クロスボーダー人民元決済額の月次推移



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

【図表2】クロスボーダー人民元決済額の年次推移



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

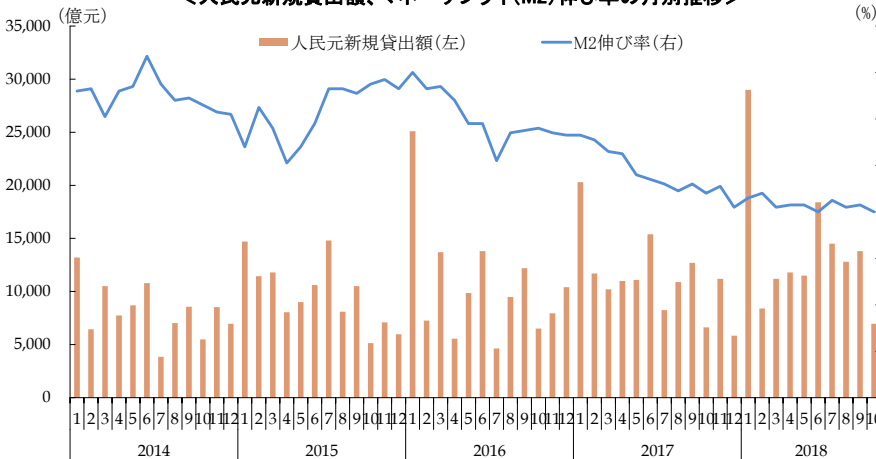
◆10月の人民元新規貸出 前年同月比 338 億元増

中国人民銀行の13日の発表によると、10月の人民元新規貸出額は前年同月比+338億元、前月比▲6,830億元の6,970億元。实体经济に供給された流動性の量を示す社会融資総量^(注)の増加額は前年同月比▲4,716億元、前月比▲1兆4,812億元の7,288億元。10月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+8.0%の179兆5,600億元と、伸び率は前月より0.3ポイント縮小した。

(注) 社会融資総量=人民元貸出+外貨貸出+委託貸出+信託貸出+銀行引受手形+企業債券+非金融企業株式発行+保険会社賠償+投資用不動産+その他

人民銀行は16日に開催した金融機関貸出状況分析座談会で、实体经济に対する金融支援は総じて強化されているものの、一部企業は依然として資金調達難に直面していると指摘した。人民銀行は企業の銀行借入・債券・株式の3つの資金調達手段に対する支援政策を実施しているとし、金融機関に対し、政策を十分に活用して民間企業、小規模・零細企業への金融支援を一層強化することを求めた。

＜人民元新規貸出額、マネーサプライ(M2)伸び率の月別推移＞



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

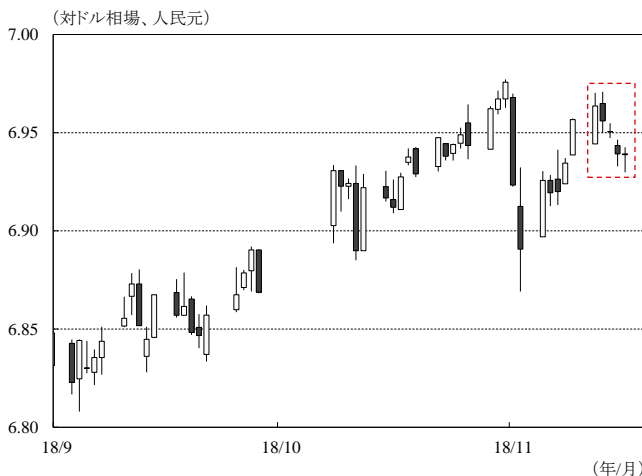
また、銀行保険監督管理委員会の郭樹清主席は、同会議に先立ち、銀行の民間企業向け融資について「1・2・5」の目標を実現することを表明し、銀行の新規企業融資のうち民間企業向けの占める割合を、大手銀行は「1/3以上」、中小銀行は「2/3以上」とすることで、3年間で全体の「5割」以上に引き上げるとする具体的数値目標を示している。

RMB REVIEW

◆米中首脳会談に向けて高まる期待

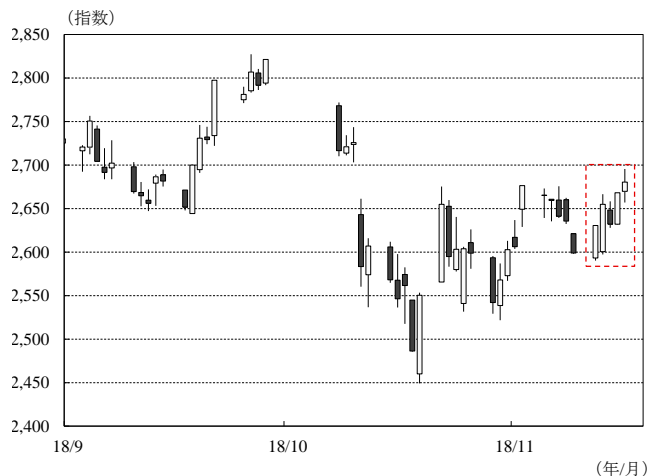
今週(11/12~)のオンショア人民元(対ドル相場)は下落した後、上昇基調を辿った(第1図)。週初は世界的に株価が軟化中、リスク回避的な思惑から人民元売り・ドル買いが進み、13日には1ドル=6.9703と10月31日につけた直近安値(6.9780)に迫る場面もあった。しかし、米中貿易摩擦が和らぐとの期待感¹や中国人民銀行が相場管理を強めるとの見方を背景に(詳しくは後述)、人民元は週間安値をつけた直後から上昇基調へと反転。海外の株式市場が軟調地合いであったにもかかわらず中国の株価は底堅く推移しており、国内要因が市場を強く規定する展開となった(第2図)。

第1図：人民元の推移



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：株価の推移



(注) 上海総合指数。

(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・人民銀行は相場管理を強める意向

人民銀行は9日に公表した四半期毎の金融レポートにおいて、「為替レートの決定において市場の需給がより大きな役割を果たす」との表現を削減した²。6月頃から進行した大幅な元安と対米関係の緊迫化を踏まえ、人民元の市場化よりも安定化を優先させる意向が窺える。その後、人民銀行は14、15日と人民元の対ドル基準値を元高方向へ設定しているが、11月末に予定されている米中首脳会談へ向けて引き続き丁寧な相場管理に努める可能性が高い。

・米中首脳会談に向けて融和の期待が高まる

米中の貿易問題に関しては、政策担当者から閣僚級までのあらゆるレベルで協議が開始されるとの報道が相次ぎ、首脳会談で融和の糸口が見つかるとの期待感が高まっている。13日には李克強首相が貿易摩擦の悪影響を指摘した上で、米国とともに解決策を模索すると言及。また、輸出支援を狙った人民元の切り下げを否定する一方、人民元の安定化に注力すると改めて表明した。会談まで残り2週間を切り、今後、協議の進展が伝わる機会は増していくとみられ、高まる期待は人民元のサポート要因となるだろう。

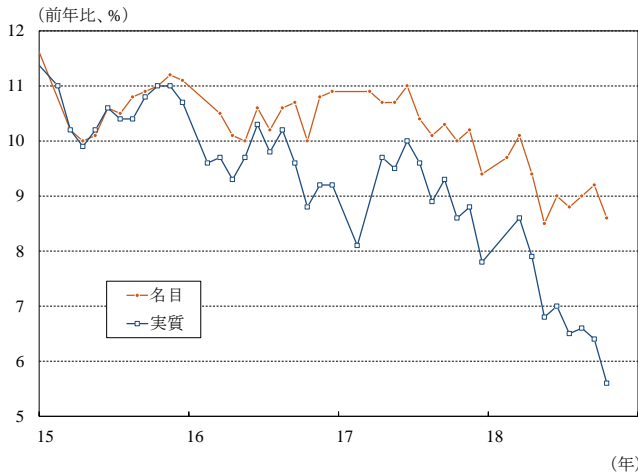
¹ 11月9日に中国の劉鶴副首相と米国のムニューシン財務長官が電話会談を行ったと13日のWSJが伝えたほか、劉鶴副首相が近く訪米すると同じく13日のサウスチャイナ・モーニング・ポストによって報じられた。

² 2013年以来この文言は同レポートに記載されていた。

・企業活動には政策による下支え効果も

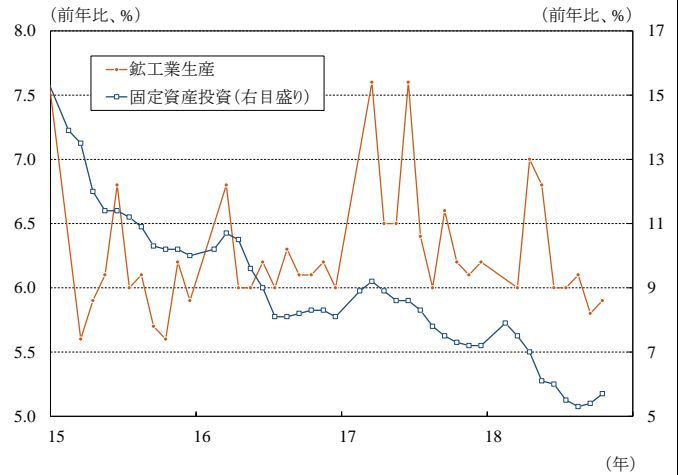
マクロ経済を点検しておく、10月の名目小売売上高は前年比+8.6%と前月(同+9.2%)ならびに市場予想(同+9.2%)を下回り、減速基調が続いた(第3図)。11月11日の光棍節(独身の日)が影響した面もあるとみられるが³、消費者マインドの弱さなどを踏まえれば、やはり家計の消費行動に勢いはないだろう。一方、10月の鉱工業生産や固定資産投資は市場予想を上回り、減速感が和らぐ結果となっている(第4図)。政策による下支え効果が企業活動に現れ始めた可能性があり、景気の先行きに対する悲観論は幾分後退したと言える。

第3図：小売売上高の推移



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：鉱工業生産と固定資産投資の推移



(注) 固定資産投資は年初来の値。

(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・人民元は上値を探る動き

こうした状況下、目先の人民元は底堅い推移が予想される。米中融和とそれに向けた当局の配慮に対する期待が先行することに加え、経済情勢においても懸念が和らいだことから、市場では人民元の上値を探る動きが出易いとみる。

・束の間の小康状態となる可能性も

ただし、米中の覇権争いというテーマの大きさとトランプ大統領の破天荒な交渉術に鑑みれば、会談が終わるまで楽観は禁物である。事前協議の難航だけでなく、会談での物別れすら十分に想定できる以上、来週(11/19～)が束の間の小康状態に過ぎない可能性には留意したい。

(11月16日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2018.11.12	6.9500	6.9477~6.9701	6.9661	0.0221	6.1107	0.0041	0.88927	0.0020	7.8423	-0.0335	2.6000	2754.72	33.16
2018.11.13	6.9681	6.9490~6.9703	6.9531	-0.0130	6.0963	-0.0144	0.88866	-0.0006	7.8176	-0.0247	2.5000	2780.22	25.50
2018.11.14	6.9530	6.9463~6.9554	6.9509	-0.0022	6.1108	0.0145	0.88745	-0.0012	7.8398	0.0222	2.3100	2756.42	-23.80
2018.11.15	6.9450	6.9321~6.9473	6.9359	-0.0150	6.1118	0.0010	0.88565	-0.0018	7.8355	-0.0043	2.5800	2794.03	37.61
2018.11.16	6.9312	6.9284~6.9535	6.9474	0.0115	6.1313	0.0195	0.88715	0.0015	7.8880	0.0525	2.6500	2805.43	11.40

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

³ 11月11日の光棍節(独身の日)にはブラックフライデーのような大規模なセールが行われるため、直前である10月は買い控えが起り易い。近年その傾向が強まっているため、10月の小売売上高は翌月分と均して見る必要がある。

中国における近時の模倣品の動向とその対策

黒田法律事務所

弁護士 鈴木龍司

中国弁護士 譚 婷婷

<概要>

- 模倣被害に関するアンケートによれば、中国では依然として多くの模倣品の製造、販売が行われている。また近時では、流通量が少ない製品への模倣対象の拡大及び冒認商標登録と一体となった模倣といった動向が見受けられる。
- 模倣品対策としては、①商標登録、②各種情報、証拠の取得、③警告書の送付、④ECプラットフォームへのクレーム提起、⑤行政機関への摘発申立、⑥侵害訴訟の提起、⑦その他の各手段が考えられる。このうち、⑤行政機関への摘発申立及び⑥侵害訴訟の提起が主要な対策と考えられる。
- 現状では、模倣品への対応が企業にとっての重荷となっているが、中国政府によって今後更なる知的財産権保護の強化策が打ち出されるかが注目に値する。

1. はじめに

中国では以前、有名ブランドの財布、バッグ、衣服といった模倣品が路上等で販売されている光景をよく目にしました。現在、大都市ではこのような光景を目にすることは少なくなりましたが、特許庁が昨年行った模倣被害に関するアンケートでは、2016年度に日本企業が受けた模倣品被害のうち、その模倣品の製造国、経由国及び販売提供国の回答として最も多かったのは、いずれも中国であり、製造に至っては2位の韓国の約7倍の回答数となっています¹。このことから、中国では依然として多くの模倣品の製造、販売が行われていることがわかります。もっとも、近時中国で問題となる模倣品にはこれまでとは若干異なる動向が見受けられるように思われます。このため、本稿では中国における近時の模倣品の動向とその対策についてご紹介致します²。

2. 近時の模倣品の動向

近時の模倣品についてのこれまでとは異なる動向としては、①流通量が少ない製品への模倣対象の拡大、及び②商標冒認登録と一体となった模倣の2つが挙げられます。

¹ 「2017年度模倣被害実態調査(特許庁)」より。

² なお、模倣品には、商標権以外の知的財産権(著作権、特許権等)を侵害するものもありますが、典型例は商標権を侵害するものであるため、本稿では商標権を侵害する模倣品を想定して記載しております。

まず、①流通量が少ない製品への模倣対象の拡大については、近時、ニッチな業界の製品で一般的な知名度は低い製品や、中国では販売が開始されたばかりでまだ流通量が少ない製品に関して、模倣品の被害に遭っているとの相談を受けることが少なくありません。このことから、従前のような知名度があり流通量も多い製品から、流通量が少ない製品へと模倣対象が拡大しているように感じます。このため、中国での流通量が少ないからといって安心することなく、自社製品が模倣の対象になっていないかを確認することが重要です。

次に、②商標冒認登録と一体となった模倣についても近時相談を受けることが少なくありません。単に模倣品を製造、販売するにとどまらず、模倣業者等の名義で模倣品上に付したマーク、ロゴ等を無断で商標出願、登録することが行われているのです。従前は、模倣品が見つかって、費用対効果を考慮して対策を講じないとの選択もありましたが、商標冒認登録まで行われている場合、むしろ正規品が商標権侵害として訴えられかねず、何らかの対策を講じざるを得ないといえます。

3. 模倣品対策

以上のような模倣品への対策としては、次のものが考えられます。

- ① 商標登録
- ② 各種情報、証拠の取得
- ③ 警告書の送付
- ④ EC プラットフォーマーへのクレーム提起
- ⑤ 行政機関への摘発申立
- ⑥ 侵害訴訟の提起
- ⑦ その他の各手段(刑事告発、中国税関への申立、輸出先税関への申立等)

(1) 商標登録

中国では商標について、登録主義(権利取得のために登録が必須)及び属地主義(登録地でのみ保護)が採用されています(商標法³第3条第1項)。このため、中国で商標登録をしていなければ、模倣業者に法的手段をもって対抗することが困難になります⁴ので、商標登録が何よりも重要な模倣品対策であるといえます。なお、既に模倣業者によって商標冒認登録がなされている場合、商標登録の前段階として、冒認登録された商標の無効審判や取消しの申立を行わざるを得なくなります。

³ 中華人民共和国主席令第59号、1982年8月23日公布、1983年3月1日施行、2013年8月30日最終改正公布、2014年5月1日最終改正施行

⁴ なお、例外的な場合として、「馳名商標」に該当する場合には、中国で商標登録をしていなくとも保護される可能性があります(商標法第13条第1項、第2項)。しかし、保護されるためには「馳名商標」に該当することを主張する側が、当該商標が「関連公衆によく知られている商標」であることを立証する必要があります。

(2) 各種情報、証拠の取得

模倣品を発見した場合、模倣品及び模倣品の製造業者等の情報を取得し、また模倣品に関する証拠の確保が必要です。このうち、証拠の確保については、模倣品の入手が最も重要となりますが、単に入手するだけではなく、将来証拠として使用するため、入手過程の公証を受けるべきです。

(3) 警告書の送付

中国弁護士等の名義にて、侵害行為を止めるよう求める警告書を送付することが考えられます。警告書の送付(特に相手方の取引先への送付)時に注意すべきことは、相手方による権利侵害行為等の内容を具体的に明記することです。これを怠ると、不正競争行為に該当するとして損害賠償責任を負うことになる可能性があります⁵。

(4) EC プラットフォーマーへのクレーム提起

模倣品が EC サイトで販売されている場合、アリババグループ株式会社等の EC プラットフォーマーへクレームを提起することもできます。クレーム提起が認容された場合、権利侵害商品に関するページが削除されます(クレーム提起から 1 週間前後で削除されるケースが多いようです)。

なお、来年 1 月 1 日から施行される電子商取引法⁶では、EC プラットフォーマーが、権利者からの通知を受けた場合、自らプラットフォーム内で権利侵害行為を認知した場合等には、必要な措置を採らなければならず、必要な措置を採らないときは、権利侵害者との連帯責任を負い、さらに是正を命じられても改善しないときには、最大で 200 万元の過料が科されることとされています(同法第 42 条、第 45 条、第 84 条)。このため、電子商取引法の施行日以降、EC プラットフォーマーにおいても、積極的にクレームの処理を行っていくことが期待できます。

(5) 行政機関への摘発申立

当該手段及び後述の⑥民事訴訟の提起が、模倣品への主要な対策として挙げられます。摘発申立後、行政機関が権利侵害行為の成立を認めた場合、次の命令を発します(商標法第 60 条)。

- i 侵害行為の停止
- ii 模倣品及び模倣品の製造等に主に使用する道具の没収、処分
- iii 過料(違法経営額が 5 万元以上の場合は違法経営額の 5 倍以下の過料、5 万元未満の場合は 25 万元以下の過料)

⁵ 警告書の送付側が損害賠償責任を負った裁判例として、最高人民法院(2014)民三終字第7号があります。

⁶ 主席令第7号、2018年8月31日施行、2019年1月1日施行

行政機関への摘発申立は、民事訴訟の提起と比較して、通常、コストは低額で済みます。その理由としては、摘発申立時に提出する侵害行為に関する証拠について、民事訴訟の立証時の証拠ほど要求が厳格でないこと、また、摘発申立を行った後は、基本的には行政処分までの過程で自ら何か(立証等)を行う必要があるわけではないことが挙げられます(但し、摘発申立者が模倣品の保存倉庫の提供を求められる場合があります、この場合には保存倉庫の確保に相応のコストがかかります)。

もっとも、行政処分までに行政機関の裁量が入り込む余地が大きく、予測可能性が低い点がリスクであるといえます。例えば、地方保護主義又は怠慢により、摘発申立を行ったにもかかわらず適切に処理がなされない、立入捜査の時期が遅れる、また、立入捜査があることを担当官が模倣業者に事前に伝えてしまうといった事態が生じる可能性があります。

(6) 侵害訴訟の提起

侵害訴訟が提起された場合、人民法院は権利侵害者に以下 i ~ v に例示される民事責任を負担させる判決をすることができます(「商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」⁷ 第 21 条第 1 項)。なお、被侵害者は民事訴訟を提起する前に、人民法院に対して、関連行為の停止や財産保全の申立をすることもできます(商標法第 65 条)。

- i 侵害の停止
- ii 障害の排除
- iii 危険の除去
- iv 損害の賠償
- v 影響の除去

侵害訴訟の提起は、行政機関への摘発申立と比較してコストが高額になることが予想されます。その理由としては、まず、民事訴訟の立証時には模倣業者による侵害行為を証明するのに十分な証拠(損害賠償請求を行う場合には併せて損害額確定のための証拠も)が必要となるために、証拠収集に多大なコストを要すること、また、通常、訴訟提起にあたり中国弁護士起用が必要となるため、当該弁護士への報酬も必要になることが挙げられます。

他方で、予測可能性について言えば、司法解釈、裁判所による通知等によって、権利範囲や侵害判断基準が明確にされている部分があるため、行政機関への摘発申立と比較すると予測可能性はある程度確保されているといえます。しかし、模倣業者の所在地で裁判が行われる場合、やはり地方保護主義によって模倣業者に有利な判断が下されるリスクは存在します。

⁷ 法積[2002]32号、2002年10月12日公布、同年10月16日施行

(7) その他の各手段(刑事告発、中国税関への申立、輸出先税関への申立等)

上記のほか、例えば以下の手段が考えられます。

- i 刑事告発(相手方の侵害行為の悪質性が高い場合には、刑法⁸第 213 条(登録商標冒用罪)、刑法第 214 条(登録商標冒用商品販売罪)に基づく刑事告発を行う)
- ii 中国税関への保護措置実施の申請(模倣品が中国外に輸出される可能性がある場合に、中国税関へ保護措置実施の申請を行う(「知的財産権税関保護条例」⁹第 4 条等参照))。
- iii 日本税関への輸入差止めの申立(模倣品が日本に輸入される可能性がある場合に、日本税関へ輸入差止めの申立を行う(日本関税法第 69 条の 13))

4. 今後の注目点

冒頭でも言及したとおり、中国では依然として多くの模倣品の製造、販売が行われています。加えて、近時では、流通量が少ない製品への模倣対象の拡大及び商標冒認登録と一体となった模倣といった動向が見受けられるため、中国で製品の販売を行う企業は、いずれの企業であっても、模倣品を他人事として捉えることはできなくなっており、また、商標冒認登録がされた場合、企業自らが冒認登録された商標について一つ一つ無効化又は取消しに向けたアクションを取らざるを得ない状況です。このように現状では、模倣品への対応が企業にとっての重荷となっています。

もともと、電子商取引法に見られるように、近時中国でも、知的財産権の保護を意識した法令が制定されるようになってきています。このため、模倣品への監視の強化、処分の厳格化、EC プラットフォーマーの管理強化や商標冒認登録をさせない取り組みなど、中国政府によって今後更なる知的財産権保護の強化策が打ち出されるかが注目に値します。

以上

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2018 年 12 月 21 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZII6Qe>

⁸ 主席令第83号、1979年7月6日公布、1980年1月1日施行、2017年11月4日最終改正公布、同日最終改正施行

⁹ 国務院令第572号、2003年12月2日公布、2004年3月1日施行、2010年3月24日改正公布、同年4月1日改正施行